告示

○国家公安委員会告示第五十一号

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第七条の規定に基づき、当該国外犯罪被害に関し当該国外犯罪被害者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で国家公安委員会が定めるものを次のように定める。

平成二十八年十月十二日　国家公安委員会委員長　松本　純

一　警察表彰規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第十四号）第四条の規定により支給される賞じゅつ金及び同規則第五条の二第一項の規定により支給される殉職者特別賞じゅつ金

二　海上保安庁職員賞じゅつ規程（昭和二十八年海上保安庁達第三十七号）第一条の規定により支給される賞じゅつ金及び同規程第六条第一項の規定により支給される殉職者特別賞じゅつ金

三　特別弔慰金に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第三十三号）第二条第一項の規定により支給される特別弔慰金

四　賞じゅつ金に関する訓令（昭和三十八年防衛庁訓令第十五号）第二条第一項から第六項までの規定により支給される賞じゅつ金

五　外務公務員賞じゅつ規程（昭和五十四年外務省訓令第五号）第一条の規定により支給される賞じゅつ金

六　法務省職員賞じゅつ規程（昭和六十年法務省人表訓第千九百五十一号大臣訓令）第一条の規定により支給される賞じゅつ金及び同規程第二条の二第一項の規定により支給される殉職者特別賞じゅつ金

七　遺棄化学兵器の廃棄処理事業に従事する内閣府本府職員賞じゅつ規程（平成十三年内閣府訓令第四十五号）第一条の規定により支給される賞じゅつ金

八　国際平和協力隊の隊員賞じゅつ規程（平成二十六年内閣府訓令第三十八号）第一条の規定により支給される賞じゅつ金

附　則

この告示は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）の施行の日（平成二十八年十一月三十日）から施行する。

○財務省告示第二百九十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年九月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十月十二日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百六十八回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第三条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆八百四十三億円

ロ　非競争入札発行　うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千七百二億九千六百四十五万円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第三条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で三千三百九十億二百四十万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆五千七百五十億百十五万円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千万円

ロ　非競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二千百四十八億円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千五百七十六億円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　二兆九百六十五億八千二百二十二万円

八　最低額面金額　千五百八十五億二千八百二十六万四千円

九　振替単位　千五万八千九百円

十　発行日　二千百六十億六千五百十七万二千円

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円五十八銭五厘以上のそれぞれの応募価格

ロ　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円五十八銭九厘

二　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十二　発行日　平成二十八年九月十五日